

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	住居表示の実施に係る業務の委託について
--------	---------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：地域振興部地域コミュニティ課）

## 事業の概要

<b>事業名</b>	住居表示の実施に係る業務の委託
<b>担当課</b>	地域コミュニティ課
<b>目的</b>	住居表示実施により、住居表示未実施地域における住所（地番による住所）のわかりにくさを解消し、公共の福祉の増進に資する。
<b>対象者</b>	住居表示を実施する予定区域の住民及び事業所の代表者又は責任者
<b>事業内容</b>	<p>1 概要（住居表示とは）</p> <p>住居表示未実施地域では、地番（法務局により土地につけられた番号）を用いて住所を表している。地番による住所は、売買や相続等による分筆や合筆などにより順序だてられた番号でなくなり、同じ住所に複数の建物が立つ場合には、同一の番号で表示されることになるため、目的の建物の識別が容易ではなく、郵便物や配送物の遅配・誤配、緊急車両の到着が遅れるといった不便が生じている。</p> <p>住居表示は、この不便を解消するために、対象地域の中を道路等により街区（ブロック）に分け、規則的に街区符号を付すとともに、各街区内の建物にも規則的に住居番号を付番し、街区符号と住居番号を用いて住所を表すことにより、誰にでもわかりやすい住所にする制度である。（参考24-1）</p> <p>今回、令和4年第3回新宿区議会定例会において市谷薬王寺町地域の住居表示実施後の町名・町区域(案)が議決された。</p> <p>これを受け区では市谷薬王寺町地域の住居表示実施期日を令和5年11月6日と定め、実施に向けて住居表示実施に係る業務を進める。</p> <p>※ 市谷薬王寺町地域住居表示実施後の住居表示実施率 76.60%</p> <p>2 住居表示実施にあたり委託する業務内容</p> <p>住居表示実施にあたっては、現地調査、新旧対照表の作成、決定通知書の各戸配付などの住居表示実施に係る業務を短期間で正確に行う必要がある。そのため、専門知識・実績を持つ専門事業者による、業務委託を行う。</p> <p>(1) 市谷薬王寺町地域住居表示調査・実施業務</p> <p>① 調査用地図の作成</p> <p>居住者・法人の情報（調査原票）から調査用地図にマッピングする</p> <p>② 現地調査</p> <p>調査用地図をもとに居住者や法人の所在地と現地の状況を照合し、建物位置と形状、主要な出入口等を確認する</p> <p>③ 付番根拠図の作成</p> <p>ア 現地調査の結果をもとに製図ソフトで付番根拠図を作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街区の外周部におおよそ15m間隔で基礎番号を付ける</li> <li>・建物・出入口（玄関）・住居番号・世帯主及び法人代表者情報を付番根拠図上に記載</li> </ul> <p>イ 付番根拠図をもとに新住所を調査原票に記載</p> <p>④ 住居表示対象者台帳の作成</p> <p>居住者・法人ごとに新旧の住所を記載したデータ台帳を作成</p> <p>⑤ 住居番号決定通知書の作成・全戸配布</p> <p>住居表示対象者台帳をもとに、居住者・法人ごとに住居番号決定通知書を作成・全戸配布</p> <p>⑥ 住居表示新旧対照表の作成</p>

住居表示対象者台帳をもとに、住居番号順等に整理した新旧の住所の一覧表のデータ（CD-R）を作成

(2) 住居表示新旧対照表の印刷・製本

(1)–⑥で作成したデータ（CD-R）をもとに、住居表示新旧対照表を印刷・製本する

(3) 住居表示管理システムへのデータ移行

住居表示管理システムに(1)–⑥で作成した住居表示新旧対照表のデータ（PDF）を追加する

※委託業務に係る個人情報の流れについては、資料24-1、資料24-2のとおり

**【参考】**

市谷薬王寺町地域の世帯数及び人口（令和4年10月現在 住民基本台帳）

世帯数 2,094 世帯 人口 3,273 人

区内の住居表示未実施地域：64 町丁（市谷薬王寺町地域含む）

◇電子計算機による個人情報の処理委託、個人情報の収集を伴う委託、重要な個人情報の提供を伴う委託、その他の委託(第 14 条第1項)…  
報告事項

件名 住居表示の実施に係る業務の委託について

保有課(担当課)	地域振興部地域コミュニティ課
登録業務の名称	住居表示の実施
委託先	<p>1 市谷薬王寺町地域住居表示調査・実施業務 … A 未定(入札方式)</p> <p>2 住居表示新旧対照表の印刷・製本 …………… B 未定(随意契約)</p> <p>3 住居表示管理システムの改修 …………… C (株)フロントライズ</p>
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	<p>1 市谷薬王寺町地域住居表示調査・実施業務</p> <p><b>【区が委託先に提供する情報】</b> 世帯番号、住民番号、カナ氏名、漢字氏名、住所(地番)、続柄、異動事由、異動年月日、届出年月日、法人の代表者氏名、土地・建物所有者の氏名・所在地</p> <p><b>【委託先が収集する情報(現地調査による)】</b> 街区符号、住居番号、(予め法人情報がない)事業所の代表者又は責任者の氏名</p> <p>2 住居表示新旧対照表の印刷・製本 漢字氏名、住所(地番)、街区符号、住居番号</p> <p>3 住居表示管理システムの改修 漢字氏名、住所(地番)、街区符号、住居番号</p>
処理させる情報項目の記録媒体	紙及び電磁的媒体(委託先のパソコン及びサーバ)
委託理由	住居表示実施にあたっては、現地調査、新旧対照表の作成、決定通知書の各戸配付などの住居表示実施に係る業務を短期間で正確に行う必要がある。そのため、専門知識・実績を持つ専門事業者による、業務委託を行う。
委託の内容	<p>1 市谷薬王寺町地域住居表示調査・実施業務</p> <p>(1) 調査用地図の作成</p> <p>(2) 現地調査</p> <p>(3) 付番根拠図の作成</p> <p>(4) 住居表示対象者台帳の作成</p> <p>(5) 住居番号決定通知書の作成・全戸配布</p> <p>(6) 住居表示新旧対照表の作成</p> <p>2 住居表示新旧対照表の印刷・製本</p> <p>3 住居表示管理システムへのデータ移行</p>

委託の開始時期及び期限	令和5年1月中旬から令和5年3月31日まで（次年度以降も、同様の業務委託を行う。）
委託にあたり区が行う情報保護対策	<p><b>【運用上の対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区と委託先との間の契約書には、別紙「特記事項」を付す。</li> <li>2 区が提供し、もしくは、委託先が収集した個人情報に記載された記録媒体（以下「記録媒体」という。）の保管状況について、委託先から毎月報告書を提出させる。また、必要に応じて、立入点検を実施する。</li> <li>3 記録媒体の受渡しは、必ず区職員及び委託先従事者が、対面で行う。</li> <li>4 委託業務の終了後、記録媒体を即時に区へ返還させる。また、区から提供された記録媒体を処理したパソコン内の委託業務に係る電子情報については、委託業務終了後速やかに消去し、消去完了報告書を区に提出する。</li> <li>5 委託先Aの選定（入札）においては、他区市町村で受託実績があり、「プライバシーマーク」を取得していることを要件とする。</li> <li>6 委託先Cのデータのセットアップは住居表示係の執務室で行う。</li> <li>7 委託先Cのデータのセットアップには職員が立ち会う。</li> </ol> <p><b>【システム上の対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ID及びパスワード等により、システムを操作できる職員を限定するとともに、電磁的媒体（DVD-R等）に個人情報を記録できるコンピュータを限定するなど、個人情報を厳格に取り扱う。</li> </ol>
受託事業者に行わせる情報保護対策	<p><b>【運用上の対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託先に、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させる。</li> <li>2 個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導させる。</li> <li>3 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告する。</li> <li>4 記録媒体は施錠ができるキャビネットに保管する。キャビネットは、常時施錠するとともに、取扱責任者が鍵を管理する。</li> <li>5 毎月、記録媒体の保管状況について、区に報告する。</li> <li>6 委託先Aが記録媒体（紙）を持ち出して現地調査を行う際には、記録媒体を施錠できるケースに入れて携行する。</li> <li>7 委託先Aが住居番号決定通知書を配布する際には、配布記録を作成して区に報告する。</li> </ol> <p><b>【システム上の対策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 記録媒体（電磁的媒体）の取扱いにおいては、第三者に漏えいがないよう、当該電磁的媒体にパスワードを施し、利用者制限を設ける。</li> <li>2 情報を取り扱う端末については、可能であればネットワークに接続していない機器を使用する。</li> <li>3 ネットワークに接続している端末を使用する場合、ネットワーク機器等を制御し、通信できるシステムを限定させる。</li> </ol>

	<p>4 インターネットファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止させる。</p> <p>5 標的型攻撃対策ソフト等により、不正な通信を検知・分析・遮断し、外部への情報漏えいを未然に防止させる。</p>
--	--

## 特記事項

### (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

### (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

### (持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

### (適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

**(資料等の返還等)**

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

**(個人情報を取り扱う従事者の指定)**

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

**(業務に関する報告)**

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

**(監査等)**

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

**(従事者に対する教育)**

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

**(事故発生時等における報告)**

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

**(公表等)**

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

**(損害の賠償)**

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。